

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B局（現在は、C社D支社）における資格取得日に係る記録を昭和45年3月2日に、資格喪失日に係る記録を47年3月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を45年3月から46年6月までは2万円及び同年7月から47年2月までは2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月2日から47年3月1日まで
昭和45年3月2日にA社B局に臨時雇用員として採用され、その後職員として勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

E法人F部（A社に係る人事記録を保管）から提出された申立人に係る履歴書の写し並びに申立人及び同僚の供述により、申立人は申立期間についてA社B局の臨時雇用員として勤務していたと推認できる。

また、E法人F部は、「A社は、臨時雇用員等に対して、昭和38年10月1日以降に厚生年金保険加入を制度化したこと及びA社における事務処理等を考慮した場合、申立人の申立期間のうち履歴書に記載されている契約期間（45年3月2日から46年1月31日までの期間及び同年3月1日から47年2月29日までの期間）において当該期間の保険料を納付の上、厚生年金保険に加入していたものと推認されます。」と回答している。

なお、申立期間のうち、昭和46年2月1日から同月28日までの期間については、上記の履歴書に契約期間として記録されていないが、同履歴書によれば、同期間は退職手当の通算期間として承認されており、勤務実績のない期間が退

職手当の通算期間として承認されるとは考え難いことから、申立人は、同期間においてもA社B局の臨時雇用員として勤務していたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B局における履歴書記載の給与日額等に係る記録から、昭和45年3月から46年6月までは2万円及び同年7月から47年2月までは2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のA社B局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年3月から47年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から56年11月まで
社会保険事務所(当時)で国民年金の記録を確認したところ、昭和54年4月から56年11月までの期間が保険料未納となっていた。

申立期間の国民年金保険料については、A町に帰郷後しばらくして、まとめて納付するよう記載した文書が送付され納付した。その後は納付を督促する文書は送付されていないので、申立期間の国民年金保険料は納付したはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A町に帰郷後しばらくして、自分あてに国民年金保険料をまとめて納付するよう記載した文書が送付され納付した。その後は納付を督促する文書は送付されていないので、申立期間の国民年金保険料は納付したものだと思う。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人は、昭和56年8月ごろに国民年金手帳記号番号が払い出され、B共済組合の組合員資格を喪失した54年4月1日までさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和56年8月の時点では、申立期間のうち54年4月から同年6月までの保険料については、時効により納付することができない上、申立人は、申立期間の保険料について、督促文書の送付を受け、1通の納付書により一括して納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号の払出時点(昭

和 56 年 8 月) では、申立期間のうち 54 年 4 月から 56 年 3 月までの保険料は過年度保険料となり、C 年金事務所及び A 町では、「当時、過年度保険料の納付書を 56 年 4 月から同年 11 月までの現年度保険料の納付書と一つにまとめて発行 (送付) することはなかった。」と説明している。

このほか、申立人が、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年8月まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について未納との回答を得た。昭和49年1月にA区役所で加入手続を行い、区役所で定期的に保険料を納付してきたのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月にA区役所において国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得年月日から、51年9月7日ごろに同区役所において払い出されたものと推認される。また、申立人が所持している年金手帳の住所欄には、昭和49年1月当時に居住していたA区B町ではなく、51年3月18日に転入した同区C町の住所が記載されており、住所歴からも51年9月ごろに加入手続を行ったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち、昭和49年6月以前は時効により保険料を納付できないほか、申立人は区役所以外で保険料を納付した記憶が無いとしていることから、過年度保険料の収納を取り扱っていなかったA区役所で過年度保険料を納付したものは考え難い。

加えて、申立人は、社会保険事務所が発行した昭和50年1月から51年8月までの期間の納付書を所持しているところ、当該納付書は領収印が無い未使用の状態のものであり、当該納付書を所持していることをもって、

申立期間の保険料が納付されていたものと推認することはできない。

そのほか、申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年9月から49年2月まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について未加入との回答を得た。20歳になったときに、母が加入手続きを行い、母の保険料と一緒に私の保険料も納付組織に納付してくれていたはずである。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になったときに、母がA市役所で加入手続きを行い、母が自分の保険料と一緒に私の保険料も納付組織に納付してくれていたはずである。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市が保管する国民年金被保険者名簿には申立人の氏名は無い上、オンライン記録によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与していないほか、加入手続き等を行ってくれていたとする申立人の母親も、加入手続きの際に国民年金手帳の交付を受けた記憶は無く、集金人の氏名、納付金額等についての記憶が定かでない上、納付組織に関する資料は既に廃棄されているため、申立期間に係る納付状況等が不明である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 43 年 2 月まで
② 昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月まで

申立期間①についてはA事業所で、申立期間②についてはB事業所で、いずれもC業務に従事していたのに、国（厚生労働省）の記録によると厚生年金保険に未加入となっているので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が申し立てた「A事業所」は、現在の事業主の供述、申立人が記憶する所在地等により、昭和 10 年ごろに現在の事業主の父親（故人）が個人事業所として設立し、平成 14 年 7 月に現在の事業主に継承された「A事業所」であると推認される所、申立期間を含む昭和 39 年 4 月から現在まで勤務している同僚 1 人の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、現在の事業主は、「A事業所は、父親の代から現在まで小規模な個人事業所で、厚生年金保険には加入していない。」と供述しているとともに、オンライン記録においても、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、上記同僚も、「A事業所は、現在に至るまで厚生年金保険の適用事業所ではなく、私は同社での勤務期間中は国民年金に加入していた。」と供述している所、オンライン記録によると当該国民年金加入記録が確認できる。

2 申立期間②について、申立期間当時のB事業所の事業主（故人）の妻及び申立期間②を含む昭和40年から平成17年ごろまで勤務した同僚1人の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主の妻は、「当時、B事業所は小規模な個人事業所であったため、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しているとともに、オンライン記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間後の平成5年1月1日であることが確認できる。

また、上記同僚も、「B事業所は平成5年1月1日までは厚生年金保険に加入していなかったので、私は自分で国民年金に加入していた。」と供述しているところ、オンライン記録によると当該国民年金加入記録が確認できる。

さらに、この同僚が「昭和の時代から長期間勤務していた。」として名前を挙げた同僚3人（故人）は、オンライン記録によると、いずれも平成5年1月1日以前の勤務期間は国民年金に加入していることが確認できる。

3 このほか、申立人は、各申立期間について給与明細書等の関係資料を所持していないほか、各申立事業所とも当時の人事記録、賃金台帳等を保存しておらず、申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から同年 9 月まで
年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。申立期間は、A社B支店に運転手として勤務していたので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の保管する失業保険被保険者台帳の申立人に係る記録により、申立人が昭和 42 年 5 月 21 日から同年 9 月 30 日まで同社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、A社B支店において厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の元従業員に照会したが、申立人のA社B支店における厚生年金保険の加入を裏付ける供述は得られなかった。

また、A社B支店の保険事務担当者によれば、「申立人の雇用形態は不明であるが、当社の社員名簿及び臨時従業員雇入契約書に申立人の氏名は無いことから、申立人は日雇労働者であった可能性が高い。日雇労働者は厚生年金保険に加入させていなかった。」としている。

さらに、上記の失業保険被保険者台帳によれば、申立期間中の昭和 42 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 6 人は、雇用保険の資格取得後 12 か月から 15 か月程度経過した時点で、臨時従業員として雇用されるとともに厚生年金保険の被保険者となっており、当時、同社においては、従業員を採用して相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、申立期間当時のA社B支店に係る健康保険記号番号順索引簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 52 年 2 月まで

A社に昭和 32 年 9 月から平成 9 年 3 月まで勤務していた。同社では毎年昇給があり、給与が下がったことはないのに、国（厚生労働省）の厚生年金保険の記録では、昭和 51 年 9 月まで 17 万円だった標準報酬月額が、同年 10 月から 15 万円に下がっている。昇給はあっても、下がったことはないはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社では毎年昇給があったとしているところ、申立人の標準報酬月額の推移をみると、申立期間以外は上昇していることが確認できる。

しかし、同時期に勤務していた者 13 人の標準報酬月額の推移をみると、申立人以外にも標準報酬月額が下がっている者が確認でき、A社に勤務していたすべての人が毎年昇給していたとは考え難く、申立人の申立期間における標準報酬月額の減額が必ずしも不自然とは言い難い。

また、申立人は給与明細書等、申立期間の標準報酬月額を確認できる関連資料を所持しておらず、A社も申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等を既に廃棄しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないことから、申立人のA社における資格取得日（昭和55年4月1日）及び資格喪失日（56年1月18日）に係る記録を取り消すことが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月1日から56年2月1日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間についてはA社で勤務しており、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和55年4月1日から56年1月18日までの期間については、A社の同僚の供述及び申立人の住民票の異動記録から、申立人はA社が適用事業所となった昭和55年4月1日以前に同社に採用され、56年1月18日まで勤務していたと推認できる上、A社が適用事業所となった昭和55年4月1日現在の同社の従業員数は申立人を含む7人であったとみられるところ、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同日に同社での被保険者資格を取得している者は6人であり、申立人を除く全員が被保険者資格を取得していたことが確認できることなどから、
i) 申立人は、申立期間のうち昭和55年4月1日から56年1月18日までA社に勤務し、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から保険料が控除されていたこと、及びii) 事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成21年12月15日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及

び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定により、資格取得日が昭和55年4月1日に、資格喪失日が56年1月18日に、標準報酬月額が55年4月から同年7月までは16万円、55年8月から同年12月までは18万円に訂正されている。

しかしながら、当該あっせん後に、A社から申立人の退職願（昭和55年3月19日付け）が提出され、同社は、当該退職願に基づき、申立人が昭和55年3月に退職したと主張している。

また、申立人に当該退職願について確認したところ、「退職願は自分が書いたものだと思うが、当時のことをほとんど記憶しておらず、いつまで勤務していたのか分からない。しかし、事業所が昭和55年3月に退職したと言っているならば、そのとおりのかもしれない。」としており、昭和55年4月以降も勤務していたことをうかがわせる供述や資料等の提出は得られなかった。

さらに、期間の定めのない雇用は、解約の申入れの日（本件の場合、昭和55年3月19日）から2週間を経過することによって終了する（民法第627条第1項）こととされていることを踏まえると、申立人はA社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和55年4月1日時点で既に退職していた又は退職することが決まっていたことから、事業主は厚生年金保険の加入手続を行っておらず保険料についても控除しなかったものと推認される。

これらの事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。